

消費者被害に遭わないために

倶知安町地域包括支援センター

消費生活センターとは？

消費生活センターは消費者と事業者の間に生じた商品・サービスに関するトラブルや、悪質商法による被害、消費に関するご相談を専門の消費生活相談員がお受けして、問題解決へのお手伝いをしています。

お問い合わせ先

- 消費者トラブル全般の相談は

消費者ホットライン ☎**188** (平日**10:00～16:00**)

☆お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながります。

※一部のIP電話などからは、ご利用いただくことができません。

- 詐欺や悪質商法などの犯罪被害の相談は

警察総合相談 ☎**#9110** (平日 **8:30～17:15**)

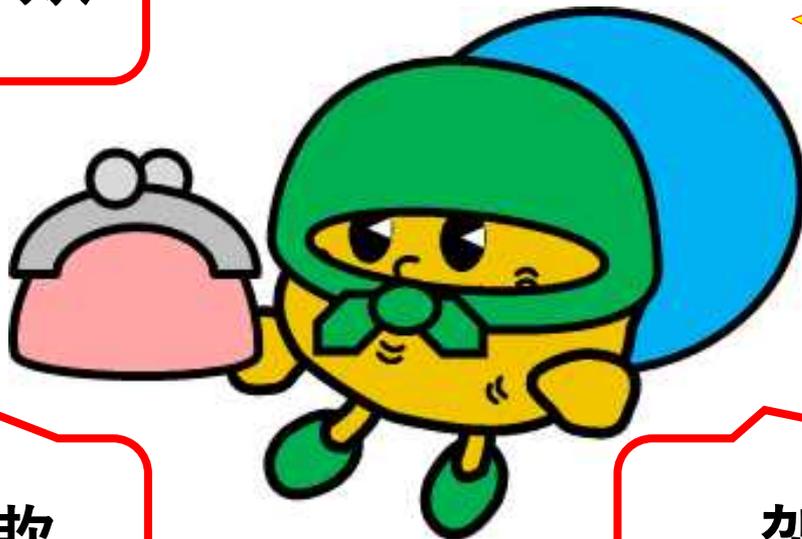
☆犯罪被害の未然防止など生活の安全を守るための相談に応じる窓口です。

※土日・祝日および夜間は「当直に接続」または「留守番案内」のいずれかになっています。

詐欺の種類

オレオレ詐欺

高齢者が
狙われている！



還付金詐欺

架空請求詐欺

詐欺の種類

すぐにお金を
振り込んで!

振り込め詐欺

選ばれた人にだけ送っています。

利殖・勧誘詐欺

送りつけ商法



突然電話で
注文を受けた商品
を送ると連絡

違う商品が届いて、、、
**今更、
解約できませんよ**



○地域包括支援センターにもお気軽にご相談ください

地域包括支援センターでは、日常生活全般や認知症に関する
こと、介護や福祉のサービスことなど、高齢者の様々な相談
に応じます。

お問い合わせ先

● 倶知安町地域包括支援センター

電話番号 **0136-23-0500**

〒044-0001

北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目

月～金（祝・祭日除く） 8：45～17：30